

なるは使主とかけり、ことの意も則使主にて、大身にはあらず、連を群主なりと師のいはれしに
むかへて思ふに、使主は使人の中の主といふ義なるべし、如此れば意美の稱は、君に對へて云るものにて、傍より云ふに非ずとすべし、又直に臣字を以て稱號にかきしものは、仁德紀に小泊瀬
造賢遺臣^的的臣祖口持臣などみえたり、師の使主は、漢土または韓地の官名のこなたに移れるならむ、さるから姓氏錄の諸藩の氏々に多くみえしといはれしもたがへり、姓氏錄に、使主を以て
姓とせしものは、大和國神別に縣使首^{首主}_{村主條}にいふべし、和泉國天孫に末使主、左京諸藩に漢
和藥使主、百濟比高使主、高麗後部藥使主、山城國百濟末使主、未定雜姓に百濟長田使主などみえ
しのみなり、使主姓を賜ふと云ことは國史にみゆることなれば、このみえし七氏の使主は、み
な臣姓なることあかきことをや、漢土また韓地の官名のこなたにうつりたらんには、天孫また
は考^{さがりて}使主の文字をかゝれしは、ゆゑよしありしこそもあるべけれど、そ^はく、使主もて稱號にせし
は、中臣烏賀津連を允恭紀に中臣烏賀津使主といひ、姓氏錄に後漢靈帝三世孫阿智王を阿智使
主ともいへり、阿智王は、桓武紀延暦四年六月癸酉右衛士督從三位兼下野守坂上大忌寸菟田麻
呂等の上表にもみえしをもて、稱言なるを思へ、さるから姓氏錄諸藩の氏々の祖先をいへるに
使主といへるもの多し、是によりて師は韓地の官名にやといはれし也、されど王と云べきほど
の人々ならではいはざれば、官名にはあらで稱言なるを思ふべし、こたび臣を忌寸の下に序次
せしものは、忌寸より宿禰を給へることはみえたれど、臣に移れること國史にみえざれば、忌寸
の下とは定めつ、秦宿禰、坂上大宿禰などは、みされど臣姓は、太古はことに威稜ありし姓なるこ
とは、皇別の氏々に多かりしをもて思ふべし、君臣の義にな思まがへそ、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

臣^ガは字の如し、○申使主^ミも亦同訓なり、こは君臣佐使の意を借りて使主^ミとす、即^{おも}臣なり、